

創業期三井物産の銀行取引

——三井物産元帳による考察——

麻島 昭一

- 1 はしがき
- 2 貸借対照表における借入・預金の検討
- 3 元帳における預借金科目の内容
- 4 元帳における預金取引
 - 1) 当座預金
 - 2) その他預金
- 5 元帳における借入金等
 - 1) 借入金
 - 2) 当座借越
 - 3) 支払利息からの検証
- 6 むすび

1 はしがき

日本の代表的総合商社＝三井物産の活動について、近年大いに研究が進展したが、金融面の研究はまだすくない。物産の営業諸活動の裏腹の関係として金融の支えがあるはずであり、その資金調達に自己資金ばかりでなく銀行等の借入にも依存していたと推測されよう。しかし意外にも銀行取引の実態は必ずしも明らかでない。すなわち、明治9(1876)年の創業以来、財務面の概要はかなり明らかではあるものの¹⁾、具体的にいかなる銀行に依存し、いかに取り引きしていたのかとなると、ほとんど空白のままといって差し支えない。周知の『稿本三井物産株式会社100年史』も、その基礎にもなっている『三井物産株式会社沿革史稿本』も、銀行取引の具体的姿は記述されておらず、『三井事業史』においても物産のそれにはほとんどふれられていない²⁾。

また、物産が作成した各期の「事業報告」には明治36(1903)年上期から内地・外国に分けた「金融概略」、37年上期以降「金融表」の中で、三井、正金、その他に分けた銀行別貸借が掲げられ、明治43年上半季(株式会社期になって第1回事業報告と題する)から銀行別の預貸金等を含むさらに詳細な内容を持つ「金融表」が登場する。明治36年以前は知る由もなく、かつ大正7(1918)年上期から「金融表」は掲載されなくなるので、事業報告に依存しても一部の期間ということになる³⁾。

小倉信次『戦前期三井銀行企業取引関係史の研究』(泉文堂、1990年)は三井物産の銀行取引も扱っているが、前掲「事業報告」の金融表に依拠しているため时期的に限られている。『三井銀行史料5 規則・資金運用』(日本経営史研究所、1978年)において、三井銀行と物産の預貸金等が断片的に提示されているが、物産の銀行取引のごく一部にとどまっている⁴⁾。

翻って三井物産の銀行取引を三井文庫所蔵資料によって探索しても、具体的に示す内部資料は管見の限り見当たらない。前述のごとく物産の金融関係の実態を把握しない限り、物産の営業活動・投資活動の全体像は確定し得ないし、その中で銀行取引の解明は不可欠の要素と思われる。物産の二次資料でも見当たらない以上、別な方法による解明の道を探らねばならない。筆者は、特定の目的の解明のために残存する物産本店の元帳を利用した経験があるが⁵⁾、その

折りに銀行関係の諸科目があることを知った。その内容を点検するうちに、銀行取引解明についての二つの着想を得た。

第一は、取引ある各銀行について設定された勘定科目の内容検討である。まず、預金面であるが、各行別の当座、通知、定期などの科目から預金の出入りを知ることができる。次に、借入面については、借入金、当座借越、手形割引を知りたいが、借入金は各行別の借入金科目の検討によって可能であり、当座借越の発生も当座預金の動きから知ることができる。手形割引は同科目を点検して内容を洗えば各行別に計算可能である。そればかりでなく「支払約束手形」にも注目する必要がある。すなわち、物産が銀行宛に振り出した約束手形は融通手形であって、実質上借入とも見なしうるからである。その科目においても内容を洗えば各行別に計算可能である。

以上、預金、借入両面での取引ぶりが元帳から摘出、整理、分析が可能であって、他にアクセスの道がない以上、現段階では唯一有効な手段と思われる。

第二に、元帳における「利息」科目への着目である。同科目には借方に支払利息、貸方に受取利息が記載されているが、支払利息には銀行宛の分が含まれ、各行別に借入金利息、手形割引料が計算可能である。また、受取利息にも銀行からの分が含まれ、各行別に預金利息が計算できる。銀行に関する支払・受取利息は、借入金等や預金の存在を意味し、しかもそれぞれの元本の規模まで推測可能とする。記載内容によっては、元本だけでなく、期間、金利水準までも判明する。元帳の「利息」に着目することによって銀行別に取引内容が具体的に把握でき、銀行別の取引残高、出入りの考察を補完する材料ともなり、一層有効性を増すであろう。

以上の元帳による銀行取引の分析には、期間

の限定がある。すなわち、三井文庫が所蔵する物産の元帳は、明治9(1876)年の創業以来大正11(1922)年までに限られ、かつ大正期を中心に一部欠落がある。つまり創業から大正中期までに考察が限定されている。したがって完全に連続しているとは言いがたいが、明治・大正にわたるかなり長期間がカバーされているので、大勢把握には十分役立つであろう。

なお、長期間にわたる考察は時期区分が必要であるが、同社の明治9年創業から同26(1893)年7月合名会社組織となるまでを創業期、それ以後同43(1910)年10月に株式会社組織となるまでを合名会社期、それ以降元帳がある大正11年までを株式会社期とする。同社の勘定体系は組織変更時に大きく変化しており、同社発展の画期でもあるので、3つの時期に区分して考察を行う。その全体は相当な長期間であるので、本稿はとりあえず創業期＝明治9～26年に限定し⁶⁾、次稿で合名会社期＝同27～42年、次々稿で株式会社期＝同43～大正11年取り扱うこととする。

- 1) 拙著『戦前期三井物産の財務』では、財務部門の機能、同部門の人的側面、収支構造分析、金融上の諸問題を扱い、とりあえず概要を示している。
- 2) 物産内部資料にアクセスできたはずの『三井事業史』の執筆者達も触れていないのは、探索しても発見できなかったためであろうか。ただ、後述の「事業報告」の「金融表」を使えばある程度記述は可能であったはずであり、銀行取引の解明に関心がなかったのかも知れない。
- 3) 最近刊行された『三井物産事業報告書 1897-1944カラーDVD版』(丸善、2007年)では、三井文庫所蔵の事業報告の欠如部分をアメリカ国立公文書館所蔵分で補充しているが、それでも明治30～42年間の一部と大正9年が欠如している。
- 4) 「資金運用」として掲載されている「大口貸付先一覧」(明治24年上期～42年下期)の中に三井物産が登場すること、「事業別貸出金調」

(昭和4年12月末、5～8年の各6月末、12月末の9時点)の「雑」の分類に三井物産の残高が記載されている(貸付金、割引手形、当座貸越等の科目別)。

- 5) 拙稿「三井物産の有価証券貸借—明治・大正初期の事例」『専修大学社会科学研究所月報』516号, 2006年6月, 「戦前期三井物産の諸投資」『社会科学年報』41号, 2007年3月, 「三井物産の社内保険の実態」526号, 2007年4月は, いずれも三井物産元帳における関係科目を抽出して分析したものである。
- 6) 創業期のうち明治9～24年では, 元帳は年単位であり, 以後半期単位に変化する。合名会社への組織変更は26年7月であるから, 厳密には創業期の期間を明治9年から26年6月期までとすべきであるが, ほとんどの期間が年単位なので, 作表の都合上, 一応26年12月までとする。

2 貸借対照表における借入・預金の検討

ところで三井物産の貸借対照表では, 借入・預金等はどう表示されているのか。創業期の同社貸借対照表については, 内部資料で連続的に把握できるものは未見であり, 『稿本三井物産株式会社100年史』の資料編と思われる中の「第7章 決算」に含まれる連続貸借対照表が筆者の知る唯一のものなので, それによって考察を進めたい。

創業期について関係科目を抽出・整理したのが第1表である。同表では銀行以外の借入金等も表示したが, 次の諸点を指摘できよう。

第1に, 大元方借入金が当初の2万円強から漸減して1万円強に至るまで, 15年間続いたこと(18年に一時的に3万円強となるが, 疑問がある), 大蔵省借入金が明治10(1877)年から始まり, 急増して12～14年には67万円前後を記録し, 以後急減して20年には一旦消滅, 21年のみ16万円弱の借入が発生, 23年以降5万円台の借入が続くこと, 当初から内容不明の6千円強の「その他借入金」があって, 16年に半減, 18年

には消滅すること, などがみられ, 明治10年代半ば頃には大蔵省借入に大きく依存していたことが分かる。それは買入船舶関係や, 荷為替取引の存在と共に外国為替関係での資金調達と推察される。

第2に, 銀行取引としては三井銀行とその他銀行に区別されて当座勘定と借入金が計上されていることである。その他銀行がいずれであるかはここからは知る由もない。そして三井銀行には借方に「三井銀行勘定」があり, その他銀行にも借方に「その他銀行勘定」の科目が登場し, その内容が不可解である。三井銀行では当座預金残高は期によって大きく増減するが, 残高記載がない明治11, 20年は当座借越と想像され, 借入金か「三井銀行勘定」かに現れるはずであり, そもそも「三井銀行勘定」の内容に関心が持たれる。その残高が3, 40万円の期も多くあり, 重要な意味を持っていると想像される。「その他銀行勘定」でも明治14, 20, 23, 24年, 25年下期に当座残高はなく, 当座借越の可能性があろう。いずれにせよ「三井銀行勘定」「その他銀行勘定」のごとき曖昧な科目の存在が何であるか解明の必要があろう。

第3に, 支払手形が散発的にみられるが, 発行目的が気になる。実質上借入であるのか, そうでないのか明らかでない。

第4に, 26(1893)年下期には44万円の「その他借入金」, 貸方に54万円の「三井銀行勘定」の発生, 28万円の「支払手形」の発生があり, それ以前とは大きく異なる現象となっている。合名会社に組織変更した期であるので, 会計処理に何らかの変更があったと思われるが, その点は次稿で再述しよう。

要するに, 貸借対照表の上の科目では, 預金, 借入金の姿が明瞭な表示でなく, かつ「その他銀行」が特定できず, 銀行取引の実態を把握できないといえよう。だからこそ実態解明には,

第1表 貸借対照表上の銀行取引等

(単位：円)

決算期	貸方			借方		貸方			借方		貸方		貸方	
	大元方 借入金	大蔵省 借入金	その他 借入金	勘定	三井 当座	銀行		勘定	その他 銀行勘定	当座	銀行		支払手形	荷為替 割引
						借入	勘定				借入	借入		
明治9年	22,500		6,224		11,800	45,000								
10年	18,900	41,200	6,224		69,900	14,362			113,324			1,040		
11年	18,900	497,792	6,224	103,363		293			62,464			189		
12年	18,900	673,592	6,224	100,000	123,235	293			198,714					90,122
13年	18,900	679,078	6,224	100,000	71,678	293			37,081			100,328		231,231
14年	18,900	669,193	6,224	100,000	107,053	18,858						179,737		316,651
15年	18,900	295,139	6,224		115,073	26,500			68,465			93,113		93,631
16年	18,900	258,352	2,921		93,189	78,599			25,178			187,524		8,888
17年	18,900	206,291	2,921	142,170	120,843	186,851			39,433			99,118		8,888
18年	31,630	120,188			95,526	64,104			30,709			169,590		71,943
19年	12,730	30,000		115,000	14,638	141,260			67,996			451,860	4,705	97,075
20年	12,730			421,926		450,052						682,700		800
21年	12,730	156,963		357,350	71,000	400,526			31,800			793,200		9,000
22年	12,730			383,458	52,196	436,500			40,672			808,915		2,661
23年	12,730	59,264		355,037	74,906	397,500			5,216			844,439	92,875	
24年		56,264		355,121	157,104	421,500			50,046			728,267	145,432	
25年上期		53,264		355,159	172,986	710,100						402,067		
下期		53,264			97,352	923,492			614			4,100	60,000	
26年上期		50,264			67,549	1,210,493						17,854		
下期		50,664	435,958		33,057		538,382			24,989			275,568	

〔備考〕「稿本三井物産株式会社100年史」の資料編「第7章 決算」の表から作成。

創業期三井物産の銀行取引

それを示す内部資料が必要であり、本稿が元帳依存によってそれを果たす意義がある。

3 元帳における預借金科目の内容

創業期の元帳において預借金に関する科目を抽出すれば、次のごとくである。

「三井銀行」(当座), 「三井銀行別口」(のち「三井銀行別途預金」), 「三井銀行別途借入金」(のち「三井銀行借入金」), 「三井銀行」, 「第一銀行」(当座), 「各銀行預り金」であり, 「貸付金」, 「預り金」も関係がある。それらの残高は第2表のごとくである。

「三井銀行」(当座)は, 明治9(1876)年では「三井銀行当座預ケ金」の科目であり, 11年に

は「三井銀行預金」となり, 12~23年では「三井銀行勘定」となり, 24年「三井銀行当座勘定」, 25年上期「三井銀行当座預金」, 同年下期以降「三井銀行当座勘定」が定着する。内容は終始当座預金である。第一銀行(正確には「第一国立銀行」であるが, 本稿では便宜上「第一銀行」と略しておく)でも, 扱いはほぼ同一である。要するに, 三井銀行と第一銀行では, 名称はともかく当座預金だけ独立科目として取扱われていたわけである。

そして明治19(1886)年から「三井銀行別途借入金」(21年から単に三井銀行借入金), 「三井銀行別途預金」(20年以降「三井銀行別途預ケ金」「三銀別途預ケ金」などと記載されているが, 内容は同一)が設けられている。さらに明治25

第2表 元帳における銀行関連科目(創業期)

(単位:円)

決算期	三井銀行			三井銀行勘定	第一銀行当座預金	各銀行預り金	預り金	貸金
	当座預金	別途借入金	別途預金					
明9	△11,800				0		27,134	20,049
10	△69,700				△113,324		79,316	59,040
11	1,112				△62,439		247,706	144,589
12	△123,235				△198,713		570,418	240,811
13	△71,677				△37,081		439,672	137,330
14	△107,053				△70,868		276,758	76,522
15	△115,072				△68,464		148,882	83,410
16	△93,189				△25,177		377,403	209,393
17	△120,843				△39,432	91,339	69,265	215,238
18	△95,526				△30,708	176,860	115,217	182,140
19	△14,637	45,682	115,000		△67,996	502,860		
20	0	400,000	421,925		0	657,200		
21	△71,000	357,000	357,350		△31,800	757,700	(省)	(省)
22	△52,196	381,500	383,457		△40,672	721,915		
23	△74,906	352,500	355,036		5,216	870,072		
24	△157,104	352,500	355,120		50,046	782,200	(略)	(略)
25	△97,352	352,500	355,207	923,492	614	744,600		
26上	△67,549			1,210,492	△17,854			

〔備考〕 三井物産の元帳から作成(円位未満切捨)。以下の諸表も特に断らない限り同様。当座預金の△印は当座借越残。

(1892)年には「三井銀行勘定」が登場するが、それまでの「別途借入金」「別途預金」を受け継ぎ、20口の借入金を加えて構成している。

以上の三井、第一の当座預金と三井の別途借入金・別途預金の科目だけでは、一般的な借入金・預金の存否が明らかでない。実は「預り金」と「貸金」の中に混入しているのである。たとえば「預り金」では「九州米買入用ニ付三井銀行ヨリ別段借入ル」(明治9年12月23日, 500円), 「同」(同日, 3万円), 「東京地回り米買入ノ為三井銀行ヨリ別段借用ス」(同年12月31日, 1万円), 「第一銀行ヨリ米買入ノ為ノ借用分, 来14年1月31日迄ノ定メ」(13年11月27日, 1万円)のごとく、数多くの借入金が含まれており、反面、「第四銀行ヨリ年7朱ノ割ヲ以テ預ル」(明治11年3月22日, 6万円), 「三井銀行ヨリ10万円預リタル年9分ノ利子上半年分」(13年11月30日, 4500円)のごとく「預カリ」も散見される。また、「貸金」では「三井銀行別口預ケ15万円ノ残入」(明治16年6月12日, 8万円)や「三井銀行ヨリ借用洋銀3万弗ニ対シ預金」(明治17年6月20日, 3万1669円)などの表現から預け金の存在が知られる。要するに、銀行からの借入、銀行への預け入れの事態が、独立科目を設けていないために、一般的な「預り金」「貸金」に含めて処理されているわけである。

そして明治17(1884)年に「各銀行預り金」が設定され、18年から銀行借入関係はそこに一括されたと思われる。すなわち、貸方では諸銀行からの借入、借方でその返済が記載されている。そこでは三井、第一を含め多数の銀行との貸借関係をみることができる。当然、その内容が検討対象となる。

それ以外に明治9年のみ設定された勘定科目がある。すなわち、「横浜三井銀行」と「貸借」である。前者では、明治9年8～12月に

ける三井銀行横浜支店への預け入れ、引き出しが記録されており、洋銀売買関係が中心を占めている¹⁾。後者では、明治9年7～12月の取引について、貸方に旧先収会社や個人からの預かり、貸金の返却など、借方に預り金返却、貸金などが記載されているが、若干の銀行取引が含まれている。すなわち、借方に銀行への貸金、貸方に銀行からの借入金、貸金返却などが記載されている²⁾。前者は、横浜での洋銀を中心とする取引に三井銀行横浜支店を使っていたことを示すが、一時的に設定された特別の存在であった。後者は、「預り金」の科目に引き継がれ、これまた一時的に終わったのである。とにかく創業当初、独立科目にするほどの意味があったことが分かる。

さらに、東洋銀行勘定が明治11、12年だけに設定されている。借方には合計60件が記載され、「清国輸出〇〇号積米代」(35件), 「同〇〇号小麦代」(6件), 「清国香港送り〇〇号銅代」(4件)など主に清国向輸出品の代金が記載されている。貸方には56件が記載され、「清国輸出〇〇号積米前金の分」(6件)や「第〇号手形ヲ以テ引出ス」(30件)のごとき出金, 「倫敦エ電信為替ノ分」「借越ノ利息金」などがある。明治11年での累計は1,261,488円, 12年の累計は32,457円で、11年にこの科目での出入りが活発であったことが知られる。東洋銀行からの借入や同行への預金の直接的記載は見当たらないが, 「? 2万5千円ヲ抵当トナシ借入タル分戻ス」(明治12年4月30日, 44,693円)や「差引勘定借越ノ利息金」(11年11月30日, 81円)などが記載されていることから、借入の可能性がある³⁾。

1) たとえば借方「横浜ニテ洋銀9千弗売却代金預ケ置ク」(明治9年8月12日, 8475円), 貸方「洋銀買入代金ノ内ヲ以テ洋銀5千弗代払」(同年9月1日, 4815円)など洋銀取引がらみが多く記載されているが、貸方「十四番館エ石油850箱代金残トシテ渡ス」(9月28日, 309

円)、借方「徳澄エ売却ノ三池石炭500噸代金預ル」(11月4日、2500円)など洋銀以外の取引も若干含まれている。同科目で借方記入14件、貸方記入20件、いずれも累計89,485円となっている。銀行関係は次の通り。まず借方。

9月5日「陸軍省約定絨代ノタメ洋銀買入トシテ横浜三井銀行エ送ル」10,000円(横浜三井銀行は三井銀行横浜支店のことであろう)
 9月9日「横浜ニテ洋銀買入代内トテ横浜三井銀行分店エ送ル」9,500円
 11月1日「第二国立銀行エ貸金ノ利足横浜ニテ請取り浜三井エ預ケル」1,068円(浜三井は三井銀行横浜支店のことであろう)

次に貸方。

9月6日「横浜三井銀行エ送り金ノ内ヲ以テ洋銀5千弗買入代金払」4,840円

2) その事実を列挙すれば次のごとくである。

まず借方。

8月17日「洋銀5万5千弗抵当ニシテ10月30日限り利息年9朱ノ割ヲ以テ第一国立銀行エ貸ス」50,000円
 8月23日「第二国立銀行5万5千弗抵当ニシテ10月30日限り約定ニテ同行エ貸ス」50,000円
 12月12日「九州米用ニ付三井銀行ヨリ別段借入タル金高改メテ預リ金勘定へ回ス」72,200円

次に貸方。

8月24日「九州米買入代内金トシテ三井銀行ヨリ別段借ニ立ル」28,500円
 10月7日「九州米用ニ付三井銀行ヨリ別段借ニ立ル」500円
 10月23日「九州米用トシテ三井銀行ヨリ別段借用ス」700円
 10月30日「第一国立銀行エ去ル8月19日貸金ノ分返済ニ付請トル」50,000円
 11月1日「第二国立銀行ノ貸金戻ル抵当トシテ洋5万5千弗預リシ分戻ス」50,000円
 11月17日「九州米用トシテ三井銀行ヨリ別段借用ス」13,500円
 同 「同 」 8,000円
 同 「同 」 15,000円
 同 「同 」 500円
 11月21日「岩橋萬造ヨリ大阪三井銀行為替証書ニテ一時預ル」10,000円(大阪三井銀行は三井銀行大阪支店のことであろう)

11月25日「九州米用トシテ三井銀行ヨリ別段借用ス」5,000円

11月30日「九州米用買入用トシテ去ル10月19日三井銀行ヨリ別借入ル」500円

借方記入50件、貸方記入52件、いずれも累計274,641円。

3) 明治12年には「洋2万弗3月限売分3月31日三銀ヨリ借入タル分仕払ノ為東洋銀行手形ニテ入ル」(同年4月30日、24,876円)や「東洋銀行振出手形入ル」(同年3月31日、3,084円と2,452円)」の記載があり、東洋銀行から資金が物産に流れたことが知られる。

4 元帳における預金取引の検討

1) 当座預金

創業期の三井物産元帳では、当座預金勘定が三井、第一両銀行にのみみられ、物産の活動を反映してか両勘定の出入もはげしい。第3表は両勘定の出入りを検証し、年別に両行当座預金の入出金の件数と累計金額を計算したものである。件数は一応同勘定の利用頻度を示し、累計金額は利用規模を示すと考えたからである。第3表から判明する諸点を指摘してみよう。

第1に、明治9年は事実上三井銀行だけといってよいが、10年以降両行の当座が活発に使用されていることが分かる。10、11年は三井銀行が件数、累計額で多いが、12～24年は第一銀行の方が件数、金額とも多い。25年以降逆転するが、創業期全体を通じて第一銀行の利用度が高いといえよう。

第2に、残高が借越(△印)になっている期がほとんどである。物産が両行から資金を借用していたことを意味する。もちろん期末残高であるから、3つの可能性、すなわち①期中は発生していない、②時折発生している、③常時発生している、ことがあり得よう。いずれにせよ借越残があると云うことは、物産から借越利息の支払が発生するはずである(のちに再述)。また、

第3表 三井物産の当座預金取引

(単位：円)

決算期	三井銀行						第一銀行							
	件数	入金額	1件当たり	件数	出金額	1件当たり	残高	件数	入金額	1件当たり	件数	出金額	1件当たり	残高
明9年	45	274,727	6,105	106	286,527	2,703	△11,800	3	30,300	10,100	3	30,300	10,100	0
10年	229	2,344,973	10,240	625	2,402,873	3,845	△69,700	46	506,488	11,011	92	619,812	6,737	△113,324
11年	349	2,186,391	6,963	519	2,115,579	4,076	1,112	143	1,634,131	11,427	270	1,583,246	5,864	△62,439
12年	174	1,337,584	7,687	520	1,461,931	2,811	△123,235	219	1,957,389	8,938	380	2,093,663	5,510	△198,713
13年	180	964,621	5,359	408	913,063	2,238	△71,677	184	1,079,375	5,866	317	917,743	2,895	△37,081
14年	22	95,662	4,348	74	131,038	1,771	△107,053	231	1,245,627	5,392	400	1,279,414	3,199	△70,868
15年	150	945,372	6,302	295	953,391	3,232	△115,072	122	649,369	5,323	269	646,965	2,405	△68,464
16年	90	380,277	4,225	266	358,394	1,347	△83,189	159	1,015,942	6,390	481	972,655	2,022	△25,177
17年	31	280,215	9,039	124	307,869	2,483	△120,843	180	1,357,265	7,540	389	1,371,520	3,526	△39,432
18年	44	318,678	7,243	152	293,361	1,930	△95,526	182	271,992	1,494	560	263,268	470	△30,708
19年	39	596,400	15,292	201	515,511	2,565	△14,637	211	2,202,388	10,438	672	2,239,676	3,333	△67,996
20年	79	1,214,296	15,371	201	1,199,659	5,968	0	235	1,801,790	7,667	398	1,733,794	4,356	0
21年	90	1,029,184	11,435	169	1,100,184	6,510	△71,000	314	2,327,255	7,412	590	2,359,055	3,998	△31,800
22年	85	1,127,029	13,259	306	1,108,225	3,622	△52,196	379	3,199,982	8,443	1,248	3,208,854	2,571	△40,672
23年	76	952,970	12,539	209	975,680	4,668	△74,906	322	4,109,939	12,764	590	4,064,051	6,888	5,216
24年	18	104,264	5,792	81	186,461	2,302	△157,104	277	3,457,895	12,483	408	3,413,065	8,365	50,046
25年上期	31	539,241	17,395	70	555,123	7,930	△172,956	130	1,641,904	12,630	195	1,720,415	8,823	△28,465
25年下期	55	2,546,400	46,298	164	2,470,816	15,066	△97,352	162	1,164,034	7,185	224	1,134,955	5,067	614
26年上期	78	1,490,911	19,114	181	1,460,778	8,071	△67,549	136	997,478	7,334	223	1,015,946	4,556	△17,854
26年下期	103	1,816,792	17,639	214	1,782,300	8,329	△33,507	135	738,105	5,467	202	745,240	3,689	△24,989

借越が無制限に行われることは考えにくく、当座借越契約で限度額が規定されているはずであるが、目下のところ契約の存在は確認できていない。借越残高の最多は第一銀行の20万円弱(明治12年)であるが、概して三井銀行の借越残高の方が多く、物産が第一よりも三井から多く信用を引き出していたことを想像させる。

第3に、件数をみると出金の方が入金よりも圧倒的に多い。すなわち、用途の記載は全くないが「第〇〇号之手形ヲ以テ引出ス」という形で出金され、数百円、数千円が圧倒的であるため件数が多くなる。反面、入金は「正金ニテ預ケル」の表現が多く、時に「陸軍省ヨリ振出シタル手形ヲ以テ預ケル」や「第一国立銀行之手形ヲ以テ預ケル」など手形による入金、「大坂三井銀行ヨリ振出タル内券ヲ以テ預ケル」のごとく、他からの実質上振り替え入金もある。入金は数千円、1～3万円程度が多く、時に10万円以上の大口もある。

2) その他預金

明治11(1878)年9月30日「三井銀行エ預ケル但年9分ノ利子ノ約定」10万円が発生、以後数年間この預金が継続される。確証はないが、当座借越契約における担保ではあるまいか。もしそうだとすれば、第一銀行でも当座借越契約があり、担保として預金が想像されるが、目下のところその確証は得られていない。

三井銀行の預け金の存在を追跡する手段として受取利息に着目し、その中から預金利息を抽出すれば第4表のごとくである。

物産は11年9月末に三井銀行に10万円を年利9%で預け、12月末に半年分2,250円の利息を得ている。その後、摘要の表現は微妙に異なるが、4500円の利息を半期毎に得ている。ただし17年下期まで続くものの、第4表にみるように元帳の記載は必ずしも連続していない。13年下

期、15年上下期、16年上期に4,500円の記載がないのはなぜであろうか。一旦解約され、復活したのか、何か特別の会計処理があったのか明らかでない。流れとしては同一預金が続いたとみたいところである。その性格は滞留状況から云って定期預金とみてよからう。

18年1月17日に預金10万円で344円が計上されているのは、日割り計算された利息と思われる、それまで続いてきた10万円の預金がその日で解約された公算が大きい。

元帳では以上の外に、20年7月から別途預け金に対する利息が計上されている。19年12月115,000円が預けられて開始となったもので、摘要をみると「私立防長教育会」や「山口就産所」からの預り金を物産が三井銀行に預けているもので、物産自身の余裕金運用ではない。

また、16年9月4日に三井銀行からの5,050円の受取利息は、「三井銀行への預け金15万円の利子の外洋銀18,000弗借用したる利子差引残」とあるので、臨時的な預金で、前述の10万円預金とは別事情のものであろう。

さらに、22年9月30日に「各銀行預金利子並ニ仮払分」として4,468円がある。ただ「各銀行」とあるのでは、銀行が特定できず、内容が知りたいところである。

これ以外に臨時的な銀行への預け金がしばしば発生しているが、まさに臨時的であるからすぐに清算されて消滅する。それらは一つ一つをみれば概して少額であるから、その内容をいちいち示す必要はあるまい。

5 元帳における借入金等

1) 借入金

創業期の元帳科目において借入金と明示されているのは、明治19(1886)年からの「三井銀行別途借用金」(明治21年から「三銀借用金」とな

第4表 銀行からの受取利息

(単位：円)

取引日	摘	要	金額
11 12 31	別口トシテ三井銀行ニ預ケタル10～12月迄3ヶ月ノ利子		2,250
12 2 12	12年10月1日三井銀行へ預金10万円ニ掛ル利子11年1～6月分年9分ノ割		4,500
12 3 31	10万円三井銀行へ預ケ金ニ掛ル利息本年7～12月迄ノ分同行ヨリ入ル		4,500
13 6 30	金10万円三井銀行預ケ金利子当1月ヨリ6月迄ノ分年9分ノ割ニテ受取ル		4,500
14 6 30	金10万円三井銀行へ預ケ金ノ利子本年1月ヨリ6月分迄		4,500
16 9 4	三井銀行へ預ケ金15万円ノ利子ノ外洋銀18,000ドル借用シタル利子差引残		5,050
16 12 31	三井銀行金10万円預ケタル16年上半季ノ利息6月30日受取タル分		4,500
16 12 31	三井銀行預金10万円ノ利子本年下半年分入ル		4,500
17 6 30	三井銀行預ケ金10万円ニ掛ル1～6月迄ノ利子入ル		4,500
17 12 30	三井銀行預ケ金10万円利子下半年分入ル(9分)		4,500
18 1 17	三井銀行預金10万円利子入ル		344
20 7 7	三井銀行別途預金利息19年12月21日ヨリ20年6月20日迄8厘日歩		599
20 12 29	三銀別途預金6月11日ヨリ10月20日迄差引残ニ対スル利息三銀入る		188
21 6 25	三井銀行別途当座預金貸借利子20年12月21日ヨリ21年6月20日迄ノ分入ル		95
22 9 30	各銀行預金利子並仮払分		4,468
22 10 11	三銀別途預金ニ対スル上半期利子入		5
23 3 6	三銀別途預金ニ対スル22年下半年利子入		80
23 6 25	三銀預金利子入		33
23 12 25	三銀別途預金利子入		36
24 12 28	三井銀行別途預ケ金下半年利子入		37
25 6 29	三井銀行別途預ケ金ノ上半季利子入ル		38
25 12 30	三井銀行別途預ケ金ノ利子下半年分		48
26 6 27	三井銀行別口預ケ金2,707円ニ対スル12/21ヨリ6/17迄ノ利子入		40
9 11 8	東洋銀行エ預ケ洋46,000万弗8月22日ヨリ10月30日迄年8分5厘ノ割ニテ利子洋749弗8分6厘ノ内ヨリ借用洋46,000弗9月8日ヨリ10月30日迄年1割ニシテ此利洋667弗9分4厘引去リ洋81弗9分2厘和利市59匁換ニテ請取ル		80
9 11 10	東洋銀行エ預ケ洋11万弗8月17日ヨリ10月30日迄年8分5厘ノ割ニテ利子洋1,895弗6分1厘請取ル59匁1分2厘換ニテ		1,867
13 6 30	銀貨5万円ニ掛ル利子13年2月2日ヨリ同29日迄28日分年?分ノ割ニテ第一銀行ヨリ受取ル		306
13 6 30	銀貨5万円ニ掛ル利子, 貿易銀339弗13年3月1日ヨリ5月1日迄31日分年8分ノ割ヲ第一銀行ヨリ受取ル		465

第5表 三井銀行別途借用金(明治20年)

(単位：円)

借入日	第11号元帳ヨリ繰越高	45,682	返済日	返済額
20 1 15	三井銀行ヨリ借用 抵当越中米14,000俵	30,000	20 10 11	8,000
			20 12 10	22,000
20 1 19	〃 〃	39,318		
20 1 20	〃 〃 粕12,000俵	32,000	20 9 30	32,000
20 1 29	〃 〃 粕3,900個, 魚油5,500箱	20,000	20 9 30	10,000
20 2 2	〃 〃 横浜機械糸100個	36,000	20 12 6	36,000
20 2 5	〃 〃	36,000	20 12 10	36,000
20 3 1	〃 〃 米2万俵	36,000	20 12 10	36,000
20 3 3	〃 〃 函館米10,943俵	20,000	20 9 30	10,000
			21 1 10	10,000
20 3 5	〃 〃 米8千俵	16,000	20 12 10	16,000
20 3 24	〃 〃 横浜砂糖6,500石	17,000	20 9 30	17,000
20 3 24	〃 〃 負債証書16,000円	14,000	20 12 10	14,000
20 5 5	〃 〃 負債証書35,000円	31,500	20 9 5	31,500
20 5 5	〃 〃 函館米3,050石	5,000		
20 6 18	〃 〃	5,000	20 12 10	5,000
20 6 22	〃 〃 但函館口 函館米2,945石	5,000	20 12 10	5,000
20 6 22	〃 〃	5,000		
20 7 6	〃 〃 米10,500俵	20,000	20 12 10	20,000
20 7 8	〃 〃 粕9,550個	35,000	20 12 10	35,000
20 7 15	〃 〃 函館塩抵当1万円内	6,000	20 9 27	5,000
20 7 20	〃 〃 粕7,000俵	26,000	20 12 10	26,000
20 7 20	〃 〃 粕10,497個	38,000	20 12 10	38,000
20 7 22	〃 〃 但函館支店1万円残	4,000		
20 9 7	〃 〃 米5,000石	22,000	20 12 10	22,000
20 9 12	〃 〃 三極15,000貫	9,600	20 10 4	9,600
20 9 30	7/29売却15号借用金6千円内6/27返金分	5,000		
20 12 10	第22号生糸抵当ヲ以テ借入	36,000	22 9 5	36,000
20 12 10	第23号郵船会社負債証書ヲ以テ借入	14,000	20 12 24	14,000
20 12 10	第24号米抵当ヲ以テ借入	10,000	22 9 25	10,000
20 12 10	第25号 同断	95,000	22 9 25	95,000
20 12 10	第26号粕魚油抵当ヲ以テ借入	120,000	21 3 10	23,000
			21 6 25	20,000
			22 9 25	70,000
20 12 21	海上保険抵当トシテ三銀ヨリ借入	8,000	21 6 25	8,000
20 12 22	第28号ニテ借用ス	20,000	22 9 25	20,000
20 12 27	三銀ヨリ別途口第29号兵庫粕4000俵抵当ニテ借入	16,000	22 8 19	16,000
	次期繰越高	878,100	返済累計	756,100

り、25年下期から「三井銀行勘定」に引継)だけである。

その内容が判明した20年の分を掲げれば第5表のごとくである。多くの場合米、粕が抵当物であるが、魚油、塩、砂糖、三極、生糸のこともある。1件数千円と2、3万円の場合が多いが、12万円と9.5万円の大口もあり、1年間で33件、累計83万円に及び、かなり活発な借入であった。返済が判明した分だけ表示したが、

同年の1～9月の借入は長くて8～10カ月(7件)、1～2カ月(2件)もあるものの、3～5カ月がむしろ多い(9件)。12月に借り入れた8件には2年弱に及ぶものが6件含まれ、そこには前掲12万円と9.5万円の大口が含まれている。一括返済が多いが、分割返済も数件ある。要するに「別途借用金」の内容は、諸商品を担保にした借入が主であり、期間は数カ月を超えて1年以上に及ぶものもあり、短期の無担保借入と

区別され「別途」の名が冠せられていたように思われる¹⁾。

「別途借入金」は残高で云えば、19年末4.6万円、20年末40万円、21年末36万円、22年末38万円、23年末35万円という推移である。明治19年では僅かしか発生していないが、20年では活発に動きがあり、21年は下火に(2件、1.8万円)、22年に若干あるものの(13件、34万円)、23年以降は個別借入が一括されて表示され、さらに「三井銀行勘定」に引き継がれて内容が不明となる²⁾。

実は、一般的借入は「預り金」「貸金」の中に含まれており、その解明が必要となる³⁾。同科目は明治9年から設けられ、17年までの間、一般の貸借取引にまざって、いくつかの銀行との貸借が記帳されているからである。それ以降は「各銀行預り金」の科目で銀行との貸借が記

帳されている。それでは順次その内容を解明しよう。

まず、明治9年は三井銀行だけの借入で、すべて米買付資金の調達であった。すなわち、第6表にみるごとく物産は九州米買付(一部東京での買付米)のために三井銀行から借入、年末に納入先大蔵省から代金を受け取り、同行へ返済している。借入は15回累計241,100円、返済は4件累計229,370円でほぼ年内に決着が付いている⁴⁾。むしろ9年の三井銀行借入は、やや特殊な案件といえよう。

明治10、11年では借入行為が見当たらず、13年から活発に発生する。ただ、第四銀行から11年3月22日6万円(5月30日返却)、5月30日1万円(8月16日返却)の預り金が発生している。年7朱の金利をつけているが、銀行側が余裕資金を運用したのか、物産が借入の形をとりたく

第6表 明治9年の借入

借方		(単位：円)
9 8 14	三井銀行別段借入(九州米用)	28,500
9 10 7	〃 〃 (〃)	500
9 10 17	〃 〃 (〃)	700
9 10 23	〃 〃 (〃)	13,500
9 11 17	〃 〃 (〃)	8,000
9 11 17	〃 〃 (〃)	15,000
9 11 17	〃 〃 (〃)	500
9 11 25	〃 〃 (〃)	5,000
9 12 11	〃 〃 (〃)	6,000
9 12 23	〃 〃 (〃)	500
9 12 23	〃 〃 (〃)	30,000
9 12 29	〃 〃 (東京ニテ米買入用)	35,000
9 12 31	〃 〃 (九州米用)	10,000
9 12 31	〃 〃 (〃)	60,900
9 12 31	〃 〃 (〃)	27,000
計		241,100
貸方		
9 12 31	三井銀行へ渡ス(大蔵省納古米代金)	136,476
9 12 31	〃 (〃)	8,649
9 12 31	〃 (大蔵省納肥前米代金)	81,612
9 12 31	〃 (大蔵省納九州古米代金)	2,633
計		229,370

創業期三井物産の銀行取引

なかったのか事情は不明である。結果的には物産の資金調達となっている。

12年以降、三井、第一、安田、第三、第二十、第百十二の諸行および日本銀行との貸借が頻繁に発生している。第7表は明治13～17年の銀行別借入・返済を元帳の「預り金」勘定から抽出、計算したものである。各年、各行ごとに借入額・返済額と件数を表示したが、次の諸点を指

摘できよう。

第1に、借入規模は明治13年では12万円であったが、14～17年では20、30万円程度であった。反面、返済規模は13年の10万円から17年の52万円まで大きく変動し、毎年の借入額と返済額は必ずしも一致していない。すなわち、年度中に借入・返済が完結すれば一致するはずであるが、長期の借入や、分割返済、短期でも年度をまた

第7表 明治13～17年の銀行別借入・返済状況

(単位：円)

年	銀行名	借 入		返 済	
		件数	金 額	件数	金 額
明13	三井銀行	3	55,320	8	80,088
	第一ク	4	38,000	1	10,000
	正金ク	1	27,477	4	14,661
	計	8	120,797	13	104,749
14	三井銀行	10	153,238	11	70,250
	第一ク	6	115,000	9	62,000
	正金ク			1	13,738
	第三ク	1	5,000	1	5,000
	安田ク	2	60,000	4	50,000
計	19	333,238	26	200,988	
15	三井銀行	3	26,500	12	75,065
	第一ク	8	133,000	9	125,367
	第二十ク	2	20,000	2	20,000
	安田ク	1	35,000	6	85,000
	第百十二ク	1	30,000	2	30,000
	計	15	244,500	31	335,432
16	日本銀行	1	18,000	1	18,000
	三井ク	2	20,891	7	93,599
	第一ク	3	57,971	2	20,000
	第二十ク	6	55,000	2	15,000
	第三ク	1	30,000		
	安田ク	3	40,000	4	60,000
計	16	221,862	16	206,599	
17	三井銀行	2	28,000	6	106,598
	第一ク	3	65,000	7	137,971
	第二十ク	8	64,000	14	146,250
	第三ク	2	60,000	3	90,000
	安田ク	2	40,000	2	40,000
	計	17	257,000	32	520,819
明13 — 17 累計	日本銀行	1	18,000	1	18,000
	三井ク	20	283,949	44	425,600
	第一ク	24	408,971	28	355,338
	正金ク	1	27,477	5	28,399
	第二十ク	16	139,000	18	181,250
	第三ク	4	95,000	4	95,000
	安田ク	8	175,000	16	235,000
	第百十二ク	1	30,000	2	30,000
計	75	1,177,397	118	1,368,587	

がっての返済であれば、不一致となろう。全体でみても各行別にみても、不一致があるのはそのためと思われ、かなり不一致が多いことが注目される。

第2に、借入の件数よりも返済の件数が多いのは、分割返済があるためであろう。たとえば日本銀行の18,000円(1件)や安田銀行の4万円(2件)の借入・返済一致しているのは、年度内に借入・返済が完結していることを意味し、分割返済せず、短期であることを意味しよう。元帳では返済期日の記載は稀であって、借入額と返済額の照合によっても期間を推定することは難しい。

第3に、各行別にみると三井・第一両行の比重がやや大きいものの、他行の存在も無視できない。①明治15年設立の日本銀行から早くも一度だけ18,000円を借り入れていること(後述の時期には多数回、多額に依存している)、②安田とその同系=第三、そして第二十(東京所在)には継続的に借りていること、③正金は多額ではなく、第百十二(東京所在)は1回だけの借入であること、などを知ることができる。

第4に、三井と第一の比較では、明治13、14年では三井の借入が第一より多いが、15~17年では第一の方が三井より多い。物産と同系の三井への依存度が大きいと想像されがちであるが、かならずしもそうでなく、意外にも第一への依存が13~17年累計では三井より多いことが知られる(41万円と28万円)。

なお、銀行ではないが、この時期に大蔵省からの借入がしばしば発生していることに触れておこう。これまでも創業期の三井物産が三井銀行や大蔵省からしばしば借入をした事例が断片的に紹介されている⁵⁾。

元帳の「預金」「貸金」での記載がしばしば判読不能のため、目下のところ網羅的に大蔵省等からの借入金を摘出することができないが、

「利息」での記載の中に若干見出すことができる。その事例を若干挙げてみよう(借入額が判明した分)。

- 明9. 11 国債寮より10万円
- 同13. 11 国債局より借用銀貨5万円
- 同14. 6 国債局より洋銀4万弗
- 明14. 12 大蔵省借用銀貨10万円
- 同 ♫ 秀吉丸元価82,490円のうち64,000円(分割払)
- 同 ♫ 頼朝丸元価136,192円のうち40,500円(分割払)
- 同16. 1 大蔵省より借用1円銀貨1万円
- 同16. 9 大蔵省借入金15万円
- 同17. 12 大蔵省借入金12万円(紋銀買入資金)

年月は利息が計上された時点であって、借入発生時ではないが、借入の事実は把握できる。元帳の記載で判読できた分なので、まだあるのかも知れない。とにかく大蔵省から必要資金をかなり借り出していたことは確かである。

さて、明治18年以降は「各銀行預り金」の科目が設定され、そこで各銀行等の借入・返済が記載されている⁶⁾。第8表は年度毎に銀行別の借入・返済状況を同科目から摘出・計算したものである。

第1に、年間の借入・返済規模(累計)は前掲13~17年より格段に多額となっており、営業規模の発展を反映していると想像される。借入規模でみれば18年の53万円は、19、20年で100万円前後、21年以降200万円超となっている(25年だけは日銀借入が前年より半減し、174万円ではあるが)。

第2に、借入先は香港上海、第二、第十、第十五、第三十二、第四十六、第百、第百十、第百十九の9行が加わり、第百十二が抜けているが、13~17年の時期より銀行数が広がっている。もっとも第二、第十、第三十二、第四十六、第

第8表 明治18～26年の銀行別借入・返済状況

(単位：円)

年	銀行名	借入		返済		
		件数	金額	件数	金額	
18	日本銀行	2	60,000	3	87,300	
	三井	12	249,444	15	244,128	
	第一	1	35,000	1	1,268	
	第二			1	10,000	
	第十	1	10,000			
	第二十	4	55,000	3	35,000	
	安田	8	122,160	5	60,300	
	計	28	531,604	28	437,996	
19	日本銀行	6	278,000	1	2,800	
	三井	10	273,526	11	238,526	
	第一	4	137,660	3	115,000	
	第二	1	20,000			
	第三	3	60,000	11	50,000	
	第二十			2	40,000	
	第百	2	25,000			
	安田	5	155,000	8	166,860	
計	31	949,186	36	613,186		
20	日本銀行	22	902,000	14	605,000	
	三井	4	38,343	6	123,343	
	第一	2	80,000	6	97,660	
	第三	1	15,000			
	第十五	1	30,000			
	第百	1	15,000			
	第百十			1	25,000	
	安田			3	75,000	
計	31	1,080,343	30	926,003		
21	日本銀行	38	1,544,000	44	1,632,000	
	三井	2	65,000	3	60,000	
	第一	6	157,200	4	125,000	
	第十五	9	255,000	4	110,000	
	第百	5	83,000	3	52,000	
	第百十			2	10,000	
	第百十九	8	100,300	116	117,583	
	安田	1	21,000	1	21,000	
計	69	2,225,500	177	2,127,583		
22	日本銀行	16	750,000	23	906,246	
	三井	2	60,000	1	10,000	
	第一	10	256,210	16	273,410	
	第三	1	40,000	1	40,000	
	第十五	10	252,000	13	305,000	
	第二十	1	12,600	1	12,600	
	第三十二	3	31,000			
	第四十六	2	22,100	2	21,500	
	第百	18	428,000	21	392,179	
	第百十九	13	254,500	370	238,872	
	東京海上	2	32,000	1	7,000	
不明			3	14,510		
計	78	2,138,410	452	2,221,317		
23	日本銀行	36	1,042,300	53	1,291,200	
	三井	9	215,000	115	129,210	
	第一	11	258,000	19	320,000	
	正金	6	142,500	10	168,500	
	香上	2	33,738			
	第三	3	41,800			
	第十五	9	270,500	12	268,500	
	第二十	8	60,000	10	56,000	
	第百	9	179,000	15	156,293	
	第百十九	31	232,890	283	289,607	
	東京海上	4	102,000	1	44,000	
	不明			1	35,000	
	計	128	2,577,728	519	2,758,310	
	24	日本銀行	41	1,195,000	51	1,366,500
		三井	11	179,000	115	191,400
		第一	7	181,800	39	241,300
		正金	6	63,000	22	285,690
		香上	4	33,779	5	69,517
		第三	9	56,000	5	26,000
		第十五	9	277,500	7	238,000
		第二十	8	41,200	6	20,500
		第百	6	153,500	7	189,500
		第百十九	17	255,545	28	274,118
東京海上		1	54,000	1	44,000	
不明	2	37,000	2	5,053		
計	121	2,527,324	288	2,951,578		
25	日本銀行	18	514,000	34	888,000	
	三井	20	949,200	3	1,018,200	
	第一	3	60,000	9	316,500	
	正金			7	109,000	
	第三	1	8,000	2	16,000	
	第十五	3	105,000	10	258,500	
	第二十			21	42,200	
	第百十	1	10,000			
	第百十九			6	135,000	
	東京海上	3	94,000	9	187,000	
	不明			2	65,000	
計	49	1,740,200	103	3,035,400		
26	日本銀行	179	6,285,300	223	6,779,046	
	三井	70	2,029,513	269	2,014,807	
	第一	44	1,165,870	97	1,490,138	
	正金	12	205,500	39	563,190	
	香上	6	67,517	5	69,517	
	第二	1	20,000	1	10,000	
	第三	18	220,800	19	132,000	
	第十	1	10,000			
	第十五	41	1,190,000	46	1,180,000	
	第二十	21	168,800	43	206,300	
	第三十二	3	31,000			
	第四十六	2	22,100	2	21,500	
	第百	39	858,500	46	789,972	
	第百十	3	35,000	3	35,000	
	第百十九	69	843,235	803	1,055,180	
安田	14	298,160	17	323,160		
東京海上	10	282,000	12	282,000		
不明	2	37,000	8	119,563		
計	535	13,770,295	1,633	15,071,373		

百十の諸行は単発的な登場であり、また物産が付保で関係の深い東京海上保険からの借入も発生している。

第3に、各年度での借入累計と返済累計は、第8表でも依然として一致していない。たとえば第百十のように明らかに年度をまたがっているもの(25,000円)、第三(4万円)、安田(21,000円)、第二十(12,600円)のように年度内に返済があるものなど、簡単に借入と返済の対応が確認できるものもあるが、大部分は不一致である。18~25年の銀行別累計でみても、借入と返済のかなりの不一致がみられ、目下のところ説明が困難である⁷⁾。

第4に、借入規模(累計)で日銀が抜群に多額であり(629万円)、三井(203)、第一(117)、第十五(119)、第百(86)、第百十九(84)と続き、これら諸行への依存度が高い。安田は同系の第三を含めれば52万円であるが、東京海上(28)、正金(21)、第二十(17)と続き、それ以外の諸行は前述のように単発的、少額である。

第5に、件数をみると借入累計で635件に対し、返済が1,633件であって3倍近い。多くの銀行において分割返済のため返済件数が多いことを意味しているが、三井、第百十九両行は異常に返済件数が多い。すなわち、三井は明治23年、24年に少額多数回の分割返済があったためであり⁸⁾、第百十九は21、22、23年に非常に少額な多数回の分割返済があった⁹⁾。どのような約定によるものか知るべくもないが、特異な事例である。

次に、借入形態であるが、当座借越は別として(後述)、証書による借入で利息を支払う場合と、約束手形を振り出して割引の形を取る場合がみられる。両者とも実質上借入であることに変わりない。ただ、前者が一括返済あるいは分割返済であるのは当然として、後者でも同様であり、証書借入か約手振出かの手段は銀行によ

って選択を異にしているようである。第9表は借入状況を借入手段別に分類してみたものである。たとえば日銀借入はほとんどが証書借入で、約束手形振出は例外的であり、第十五銀行は全額証書借入(東京海上も準ずる)、三井、第一両行は証書借入が大部分を占め、第三、第百は逆に約束手形振出が大部分を占めるという具合である。資金使途や借入期間が関係しているのかも知れないが、どのような事情によるのかは目下のところ明らかにし得ない。

- 1) 23年には「借入金381,500円ノ内無抵当分85,000円除シタル残返却ス 296,500円」と記載されているので、別途借入金の総てが抵当付借入とはいえず、一般借入と区別された「別途」の意味に疑問が残る。
- 2) 22年末の三井銀行借入金残高は381,500円であったが、23年3月6日に「第47号ヨリ第57号ニ至ル11口ノ抵当ヲ以テ借入 267,500円」があり、反面、「借入金381,500円ノ内無抵当分85,000円除シタル残返却ス 296,500円」とあり、翌期への繰越は352,500円となっている。以後、同科目は動きがなく、明治25年下期末に「三井銀行勘定」へ包摂される。すなわち、別途借入金352,500円と「三井銀行20口借入金 926,200円」が貸方記入され、「三井銀行別途預け金 355,207円」が借方記入され、26年上期への繰越は923,492円となっている。要するに、別途扱いを解消し、一般借入と一括する措置を執ったのである。
- 3) 厳密には、明治9年のみに設けられた「貸借」に僅かながら銀行との関係が記載されている。すなわち
8月19日「洋銀5万5千弗抵当ニシテ10月30日限り利足年9朱ノ割ヲ以テ第壱国立銀行エ貸ス」 50,000円
8月23日「第貳国立銀行5万5千弗抵当ニシテ10月30日限り約定ニテ同行エ貸ス但シ利足年1割」 50,000円
いずれも洋銀を抵当に両行へ5万円づつ物産が貸している。
- 4) 厳密には、10年1月1日に「東京米買入金トシテ三井銀行ヨリ預カリ」45,000円があり、1月3日には「三井銀行請取分 米用金勘定ヘ回ス」35,000円と10,000円が記帳され

第9表 銀行別借入状況(種類別)

(単位：円)

銀行名	種類	18	19	20	21	22	23	24	25	計
日本銀行	1	60,000	278,000	902,000	1,544,000	750,000	1,007,300	1,170,000	514,000	6,225,300
	3						35,000	25,000		60,000
	計	60,000	278,000	902,000	1,544,000	750,000	1,042,300	1,195,000	514,000	6,285,380
三井銀行	1	69,444	203,526	38,343	35,000	30,000	215,000	179,000	905,000	1,675,313
	3	80,000	70,000		30,000	30,000			43,600	253,600
	9	100,000								100,000
	計	249,444	273,526	38,343	65,000	60,000	215,000	179,000	948,600	2,028,913
第一銀行	1	35,000	137,660	80,000	157,200	188,000	253,000	165,000	30,000	1,045,860
	3					68,210	5,000	16,800	15,000	105,010
	9								15,000	15,000
	計	35,000	137,660	80,000	157,200	256,210	258,000	181,800	60,000	1,165,870
正金銀行	1						90,000	28,000		118,000
	3						52,500	15,000		67,500
	9							20,000		20,000
	計						142,500	63,000		205,500
安田銀行	1	50,000	65,000							115,000
	3	72,160	90,000		21,000					183,160
	計	122,160	155,000		21,000					298,160
第二十銀行	1					12,600	20,000	24,700		57,300
	3	55,000					30,000	16,500		101,500
	9						10,000			10,000
	計	55,000				12,600	60,000	41,200		168,800
百十銀行	1								10,000	10,000
	9		25,000							25,000
	計		25,000						10,000	35,000
第三銀行	1						25,000			25,000
	3		60,000	15,000		40,000	16,800	52,400	8,000	192,200
	9							3,600		3,600
	計		60,000	15,000		40,000	41,800	56,000	8,000	220,800
百十九銀行	1				100,300	245,300	19,000			364,600
	3					9,200	213,242	152,750		375,192
	9						648	102,795		103,443
	計				100,300	254,000	232,890	255,545		843,235
十五銀行	1		30,000	255,000	252,000	270,500	277,500	105,000		1,190,000
第百銀行	1			15,000	83,000	108,000	114,000			320,000
	3					320,000	65,000	153,500		538,500
	計			15,000	83,000	428,000	179,000	153,500		858,500
第三十二銀行	3					25,000				25,000
	4					6,000				6,000
	計					31,000				31,000
第四十六銀行	1				22,100					22,100
香上銀行	1						33,738	17,779		51,517
	9							16,000		16,000
	計						33,738	33,779		67,517
第二銀行	3		20,000							20,000
海上保険会社	1					32,000	90,000	54,000	94,000	270,000
	9						12,000			12,000
	計					32,000	102,000	54,000	94,000	282,000
その他	3	10,000						37,000		47,000
合計		531,604	949,186	1,080,343	2,225,500	2,138,410	2,577,728	2,527,324	1,739,600	13,769,695

〔備考〕 種類の1＝借入金，3＝約束手形振出，4＝手形割引，9＝その他を表す。

ているが、一般借入でなく「米用勘定」への通過処理であった。

- 5) 『稿本三井物産株式会社100年史上』では「明治9年8月10日に三井銀行は政府から洋銀9万6000ドルを抵当に金8万円を翌10年2月まで借入れ、これをそのまま物産に回している。また、同じ9年8月10日、物産自らも大蔵省から金20万円を洋銀22万ドルを抵当に同年10月末日まで借用しており、さらに同年8月21日には新札5万円を抵当に洋銀5万5000ドルを同年10月30日まで第一国立銀行から借入れている」(56頁)と紹介している。
- 6) 厳密に言えば、銀行以外が時折記載されており、科目名から逸脱している。その中で取引先=日本昆布会社への貸借が少なからず記載されている。銀行以外分の記載は全体からみれば金額的に多額ではない。なぜ、それらがこの科目に混在しているのか、目下のところ解明の手がかりはない。
- 7) 返済が年度を超えても、数年の累計では差は縮まるはずであるが、第6表ではほぼ一致するもの(香上、第百十、第四十六、東京海上)が僅かにある反面、多くの銀行で不一致となっている。日銀、三井、第十五、第百、安田ではそれほど差額は大きくないので、返済のずれで説明できようが、第一、正金、第三、第二十、第百十九はやや不一致の程度が大きく、第十、第三十二は返済が見当たらないのは不可解である。
- 8) 三井銀行ではたとえば明治23年を例に取れば次のようである。
2月3日 第14号 借入25,000円——2/13~3/13に1,000円づつ25回
4月14日 第15号 借入25,000円——4/15~5/12に1,000円づつ22回、2,000円と210円(24,210円で合計が合わない——筆者)
5月21日 第17号 借入30,000円——6/2~7/3に1,000円づつ26回、2,000円2回
7月18日 第18号 借入20,000円——7/19~29に2,000円づつ10回
9月10日と15日 第19号 借入30,000円——9/24~10/27日に1,000円26回、2,000円2回
以上のごとく1カ月程度に渉り毎日1,000円(時に2,000円)づつ返済する方法をとっている。24年でもほぼ同様な借入・返済がみられる。
- 9) 第百十九銀行では、どの借入がどう分割返

済されたか、記載をみても結び付けが困難である。三井のように定額の分割返済でなく、1回の返済も数百円から数千円までまちまちで、かつ毎日ではない。なぜ細切れの多数回の返済なのか理解に苦しむ。

2) 当座借越

もともと三井物産の創業時には、「此ノ会社ハ別ニ資本金ヲ要スルニアラザレバ、時ニ臨ミ入用ノ節ハ別ニ預ケ合ヒノ方法ヲ設ケ三井銀行ヨリ借入ルル事、利子其他約定ノ振合ハ総テ第一国立銀行ノ定規ニ準ズル事」¹⁾の方針が取られ、現実には三井銀行と明治9年7月に5万円の借越契約が結ばれたといわれる²⁾。物産の業務は手数料収入に依存するコミッションマーチャントであるから、資本金は不要であって、資金需要が発生すれば三井銀行から5万円までの当座借越を認めるという仕組みであった。

しかし元帳には明治9年末に当座借越残11,800円、翌10年末に同じく69,700円が確認できるので、設定された5万円の限度は早くも10年では超過したことになる。おそらく当初の5万円の限度は改訂されているのではあるまいか。当初の5万円限度においてもそれに見合う担保としての預金は見当たらず、「預ケ合ヒノ方法ヲ設ケ三井銀行ヨリ借入ルル事」が実施されたか確認できない。ただ、前述の明治11年9月に発生する10万円の別途預け金が当座借越の担保の役割を果たすものという推測は一応成り立つのではなかろうか。

現実には当座借越は頻繁に発生し、その模様は前掲第3表の各期残高でみたとおりである。三井、第一両行で当座借越が多用されており、その規模は当座借越利息によって検証が可能であると考えられる。借入金利息と共に次節で併せて検討しよう。

1) 2) 『稿本三井物産株式会社100年史上』55頁参照。

3) 支払利息からの検証

以上のごとく元帳記載から借入金等の事実を抽出したが、それらは主として借入と返済の金額であって、期間や利率、資金用途は把握できなかった。元帳の摘要欄の記載内容に規定されていたのである。そのため銀行別の把握にしても、年間での借入、返済の累計は分かっても実態を十分反映しているとは言えない。もし借入の積数表示が可能ならば最も的確な量的実態といえるはずであるが、借入額が分かっても期間が不明のため、積数は計算できない。そこで積数に代替するものとして支払利息額を使用する。支払利息の発生は、何よりも借入元本の存在を意味し、借入期間と利率によって計算される。したがって銀行別に支払利息を計算すれば、借入元本がどれだけ滞留したのか、積数に代替する結果が得られよう。但し借入利率の高低が含まれているため、厳密に積数を代替するわけではない。銀行別に支払利息額を比較することは、借入元本、借入期間、借入利率を包含したもののとしての比較に他ならない。物産が資金調達上、どの銀行にどれだけ依存したかを検証する手段として支払利息額は有効であろう¹⁾。むしろ支払利息額を資金調達のコストと割り切れば、借入の諸要素を包含した銀行比較となり得るし、調達額の大きさを示す近似値と考えられよう。以上の考え方から、元帳における「利息」勘定から銀行への支払利息を抽出してみよう。

創業期全期間では長すぎるので、作表の便宜上(借入金の考察との整合性)、明治9～17年と18～26年に分割する。

まず、明治9～17年を第10表でみよう。発生事情により1＝借入金利息、2＝当座借越利息、3＝約束手形による支払利息、4＝手形割引料、5＝送金関係利息、6＝証券借入利息、7＝預り金への支払利息、9＝その他と分類した²⁾。ここから指摘できることは次のよう

である。

第1に、支払利息等の総額は明治9、10年では約8千円程度であったが、12年以降4万円台が続く(14年のみ3.8万円)。仮に利率が年7%とすれば約8千円の利息の元本は11万円程度、年5%ならば16万円程度と計算される。4万円であれば、同様に57万円と80万円に相当する。

第2に、三井、第一両行への支払利息が累計21万円におよび、全体の73%と圧倒的比重である。明治9、10年では両行だけであり、11、12年に第四銀行からの預り金、東洋銀行への当座借越利息が少額発生している。13年以降、正金、安田、第二十、第百十、第三、十二銀行の順に発生するが、いずれも少額にすぎない。

第3に、支払利息全体のうち当座借越利息が5割弱に及び、三井、第一両行がそのほとんどを占めている。東洋、正金、第二十の3行にも当座借越が発生しているが、極めて僅か、かつ短期間である。物産は三井、第一両行から当座借越の形で随時、自由に資金調達していたことを意味する。ただ、当座借越が多額だったのは12、13年がピークで、14年以降漸減しており、代わって借入金による分が増加し、当座借越と逆転している。この時期では約束手形振出による調達は少なく、手形割引も少額である。注目すべきは有価証券を銀行から借り、その利息が若干発生している点である。すなわち、ほとんどが三井銀行からの借入であるが、保証金の代用として有価証券を差し入れするためであろうか。第一、安田両行にも僅か発生している。

第4に、預り金が三井、第四両行で発生している。三井には13年11月30日に「三井銀行10万弗預りタル分年9分ノ割ニテ利子上半期分」4,500円がある³⁾。第四銀行から11年5月に6万円、6月に1万円預かって、その利子を支払っているが、その事情が不可解である⁴⁾。

第5に、「その他」であるが、ほとんどが大

第10表 銀行別支払利息(種類別)(明9～17)

(単位：円)

銀行名	種類	明9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
日本銀行	1								1,265	675	1,940
	9								18		18
	計								1,283	675	1,958
三井銀行	1					295	3,406	3,941	2,828	7,008	17,478
	2	356	1,742	5,596	10,506	10,953	11,572	10,677	11,020	11,245	73,667
	3								295	117	412
	5					27	2	157	8	20	214
	6				4,253	9,301		4,897	206	512	19,169
	7					4,500					4,500
	9	981					165				1,146
	計	1,337	1,742	5,596	14,759	25,076	15,145	19,672	14,357	18,902	116,586
	第一銀行	1				650	282	5,792	10,222	2,153	847
2		82	4,191	12,392	12,670	12,402	7,861	8,482	7,188	3,525	68,793
4							243	111	766	150	1,270
5							10	200		2	212
6							8	32			40
9		5,073	1,985				233		30		7,321
計		5,155	6,176	12,392	13,320	12,684	14,147	19,047	10,137	4,524	97,582
第四銀行	7			942							942
東洋銀行	2			27	115						142
正金銀行	1					4,803	129	38			4,970
	2					456					456
	5						209	19	13		241
	計					5,259	338	57	13		5,667
安田銀行	1						1,725	3,577	1,725	567	7,594
	6								21		21
	計						1,725	3,577	1,746	567	7,615
第二十銀行	1							1,821	1,167	1,744	4,732
	2									121	121
	4								612		612
	9							25			25
	計							1,846	1,779	1,865	5,490
百十銀行	1									2,139	2,139
	5							231	253		484
	計							231	253	2,139	2,623
第三銀行	1									600	600
	4								627	19	646
	計								627	619	1,246
十二銀行	4								15	15	
その他	1					4,519	980	1,809	14,725	11,037	33,070
	9	1,415			13,058				17		14,490
不明	9						5,240				5,240
合計	9	7,907	7,918	18,957	41,252	47,538	37,575	46,239	44,937	40,343	292,666
合計の内訳	1				650	9,899	12,032	21,408	23,863	24,617	92,469
	2	438	5,933	18,015	23,291	23,811	19,433	19,159	18,208	14,891	143,179
	3								295	117	412
	4						243	111	2,005	184	2,543
	5					27	221	607	274	22	1,151
	6				4,253	9,301	8	4,929	227	512	19,230
	7			942		4,500					5,442
	9	7,469	1,985		13,058		5,638	25	65		28,240
	計	7,907	7,918	18,957	41,252	47,538	37,575	46,239	44,937	40,343	292,666

第11表 銀行別支払利息(種類別)(明18～26)

(単位：円)

銀行名	種類	明18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
日本銀行	1	2,228	3,339	14,783	43,029	20,491	25,975	20,442	11,940		142,227
	3					594		114			708
	5	10									10
	計	2,238	3,339	14,783	43,029	21,085	25,975	20,556	11,940		142,945
三井銀行	1	1,503	4,204	1,022	648	1,840	4,941	14,407	43,889	66,243	138,665
	2	10,066	8,079	1,868	4,291	5,069	7,951	4,820	12,616	3,279	58,039
	3	630	1,336			667	1,372	399	814	2,040	7,258
	4	667			625		1,334		2,113	1,944	6,683
	5		3	39	591	9	1,634				2,276
	6	726	3,019	2,082	8,104	8,572	7,653	3,594	6,315	106	40,171
	9			15,574	333	796	452			141	17,296
	計	13,592	16,641	20,585	14,592	16,953	25,337	23,220	65,747	73,753	270,420
第一銀行	1	321	4,146	1,788	4,369	10,474	11,890	7,022	3,242		43,252
	2	3,310	2,848	1,129	1,684	2,339	2,648	3,567	1,557	210	19,292
	3					1,677	342	364	293		2,676
	4						1,204		702	224	2,130
	5			40		41			42	140	263
	9				6	49	123				178
	計	3,631	6,994	2,957	6,059	14,580	16,207	10,953	5,836	574	67,791
正金銀行	1						2,221	508			2,729
	3		750				659	282			1,691
	4	2,246	2,076								4,322
	6	60	229								289
	9	1	1						2		4
	計	2,307	3,056				2,880	790	2		9,035
安田銀行	1	780	393								1,173
	3	3,272	1,070	207							4,549
	4		4,374								4,374
	6		146								146
	計	4,052	5,983	207							10,242
第二十銀行	1	616				108	301	141	724		1,890
	3	741	1,160				402	180			2,483
	5								2		2
	計	1,357	1,160			108	703	321	726		4,375
百十銀行	1		805		306	2,107			613		3,831
	2						150				150
	5					5					5
	7			900	682					175	1,757
	9			1			771				772
	計		805	901	988	2,112	921		613	175	6,515
第三銀行	1	299	116				365				780

銀行名	種類	明18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
第三銀行	3					78	651	474	158		1,361
	4						375		182		557
	5		23								23
	9		40								40
	計	299	179			78	1,391	474	340		2,761
百十九銀行	1				3,060	6,825	1,147	71			11,103
	3					225	3,211	2,161			5,597
	9				112	231					343
	計				3,172	7,281	4,358	2,232			17,043
十五銀行	1			406	6,231	9,055	8,456	9,284	5,662		39,094
	3						730	54			784
	5								25		25
	計			406	6,231	9,055	9,186	9,338	5,687		39,903
第百銀行	1				1,740	2,070	4,635	406			8,851
	3					3,709	649	2,190			6,548
	4						216				216
	7			492							492
	計			492	1,740	5,779	5,500	2,596			16,107
第三十二銀行	3					94					94
	4						500		118		618
	計					94	500		118		712
香上銀行	1					984	837			1,821	
十三銀行	1					9				9	
東海銀行	4							31		31	
海上保険会社	1					415	2,290	6,931	5,013	951	15,600
	7									37	37
	計					415	2,290	6,931	5,013	988	15,637
その他	1	6,299	5,603								11,902
	9			669		140	26		212	278	1,325
不明	9	827		4,550							5,377
合計		34,602	43,760	45,550	75,811	77,680	96,267	78,248	96,265	75,768	623,951
合計の内訳	1	12,046	18,606	17,999	59,383	53,385	63,214	60,049	71,083	67,194	422,959
	2	13,376	10,927	2,997	5,975	7,408	10,749	8,387	14,173	3,489	77,481
	3	4,643	4,316	207		7,044	8,016	6,218	1,265	2,040	33,749
	4	2,913	6,450		625		3,629		3,146	2,168	18,931
	5	10	26	79	591	55	1,634		69	140	2,604
	6	786	3,394	2,082	8,104	8,572	7,653	3,594	6,315	106	40,606
	7			1,392	682					212	2,286
	9	828	41	20,794	451	1,216	1,372		214	419	25,335
	計	34,602	43,760	45,550	75,811	77,680	96,267	78,248	96,265	75,768	623,951

蔵省からの銀貨借入に対する利子支払いである⁵⁾。銀行からの資金調達ではないが、大蔵省への利子支払は無視できない金額なので、銀行に準じて計算してある。

次に、明治18～26年を第11表でみよう。

第1に、支払利息の規模は明治18年3.5万円から増加して23、25年は10万円弱、それ以外の年は8万円弱へと膨張している。8万円といえは利率年7%で計算すると借入元本114万円、5%では160万円に相当する。前掲9～17年頃の倍増である。

第2に、三井が最多(27万円)であることに変わりないが、日銀がそれに次ぎ(14万円)、第一が続く(8万円)。この3行で総額62万円の77%に及ぶ。注目すべきは日銀が21～23年では三井を超え、最大の資金供給者であったことを意味している。第一の縮小、安田の消滅、正金の不活発の反面、第十五、第百十九、第百、東京海上などへの依存が増え、取引銀行の層が厚くなっている。

第3に、借入金利息(42万円)が全体の68%を占め、当座借越利息8万円との格差が歴然としている。有価証券借入利息(4万円)、約束手形振出分の利息(3.4万円)、手形割引料(1.8万円)がそれに続き、資金調達形態がやや多様化している。但し有価証券借入はほとんど三井1行であった。

第4に、銀行を個別にみると、借入形態に若干の特色がみられる。すなわち、日銀、第十五、第百十、香港上海からは常に借入金であり、三井、第一、第百十九、第百、東京海上も借入金主体である。正金、安田、第三は約束手形、手形割引の併用である。銀行によって借入形態に違いがあるのはなぜであろうか。元帳の分析ではその解明の手がかりは見出せない。

第5に、この時期では預り金は僅かである。第四銀行のような例は、第百(明治20年4月15

日、預り金1.7万円と8千円＝利息は492円)、第百十(同年7月25日、預り金2.5万円＝利息は900円、21年6月19日、預り金1.5万円＝682円)があるが、依然として借入金でなく預り金としている事情は不明である。

- 1) 借入利率が一定ならば、支払利息額は借入元本と期間で規定され、積数と同一と見なされ得る。しかし元帳をみると、記載された限りではあるが、借入利率はまちまちであり、積数同一視は採り得ない。
- 2) この分類は、銀行との取引内容を意識したもので、行名不詳、内容の判別困難なものは、「その他」「不明」欄で処理している。
- 3) ここで10万弗と記載されているのは10万円のことではあるまいか。4,500円はまさに10万円の年9%半年分の利子と計算されるからである。
- 4) 11年5月30日「第四銀行ヨリ預高6万円ノ69日分年7朱ノ割ニテ払フ」942円、同年6月26日「第四銀行ヨリ1万円預リタル分5月30日ヨリ6月30日迄年7朱ノ割ニテ払フ」61円
同年8月16日「同 7月1日ヨリ15日迄46日分ノ利子渡ス」88円
- 5) その他の内容は次のようである。

明治9年1,415円は「国債寮ヨリ10万円去ル8月19日ヨリ10月31日迄ノ約定ニテ借用シタル分返納ニ付利子納ル」とあり、大蔵省から10万円の借入があったことが知られる。12年13,058円は大蔵省から銀貨10万円借入について、相場下落のための評価損(半額だけ処理)であった。13年4,519円は国債局から借用銀貨8万円の利子納入、14年980円は国債局から銀貨4万弗借入の利子と円貨4万円借入の利子、15年1,809円は大蔵省から借入銀貨1万円の利子、16年14,725円は大蔵省からの銀貨1万円借入、同15万円借入などの利息11,972円と均融会社からの借入利息2,770円、17年11,037円は大蔵省からの銀貨借入66,650円の利子の一部(4,400円)、同12万円借入(紋銀買入資金)の利子4,156円、「秀吉丸ノ為国債局ヨリ借用金残4万円ノ17年分利子(年6分)」2,400円などである。なお、不明欄の5,240円は、「三銀預ケ金10万円ノ利子上半期分トシテ6月30日受取ル」4,500円と銀行名不詳の借入

金利息740円であるが、前者が受取利息なら分かるが支払利息に出てくるのが不可解である。

6 むすび

以上、元帳によって解明した細部の事実は、ファクト・ファインディングとして繰り返す必要はあるまい。ここでは創業期物産の銀行取引の枠組み、流れを整理するにとどめよう。

第1に、明治9～12年頃では三井、第一両行の当座預金取引、三井からの米買付資金借入が中心で、大蔵省からの船舶買入や銀貨調達などの借入、貿易にからむ東洋銀行との貸借、三井銀行横浜支店との洋銀貸借などが指摘できる程度である。銀行取引が活発となるのはそれ以降といえよう。

第2に、預金面では当初から三井、第一両行だけが当座預金利用のほとんどを占め、当座借越を頻繁に活用して物産は資金調達的手段としていた。当座預金は極めて重要な意味を持っていたと思われ、その利用の仕方を掘り下げて検討する必要がある。臨時的預け金はあるものの、短期間かつ概して少額であり、三井銀行へ10万円を明治11年以降数年間預けていたことが特筆される。定期預金と見なしうるが、一応当座借越契約上の担保と推測されるものの、第一銀行には同様な預金がなく、いまひとつ確証にいたらない。とにかく当座以外でまとまった預金は上記の10万円以外には見出し得ない。

第3に、借入面では、三井銀行別途借入金だけが独立科目としてあるが、内容は米、メ粕をはじめ抵当付きの借入が大部分を占め、期間数ヶ月が多いものの、1年以上も含まれている。一般的借入は「預り金」に混入されており、銀行借入を摘出すれば13年以降三井、第一両行中心に第二十、安田、第三、第三十二、正金が加わっていく。設立間もない日銀は16年だけに見

られる。18年以降は「各銀行預り金」の中に各行借入がまとめられるが、日銀借入が抜群に多く、その理由が問われよう。三井、第一に続いて第十五、第百、第百十九、安田・第三が続くが、借入先が多様化している。銀行によって借入形態が異なり、証書借入は日銀、第十五、三井、第一、約束手形振出は第百、第三のように分かれるが、その理由も検証の要があろう。三井や第百十九では多数回、少額に分けた分割返済が見られるが、なぜであろうか。

第4に、銀行への借入依存度を正確に見るには積数計算が望ましいが、資料的に計算困難のため、支払利息額で代替すると、明治9～17年では三井、第一両行で総額の7割を超え、圧倒的に両行への依存が大きかったわけである。当座借越利息が5割で、借入金利息を大きく超え、この点からも、創業当初は当座借越への依存が大きかったことが裏書きされる。18～26年では、三井、日銀、第一の3行で総額の8割弱を占めている。21～23年では日銀依存がトップであり、ここでもその理由が解明されねばならない。傾向として第一、安田、正金の比重が低下し、日銀を筆頭に第十五、第百十九、第百、東京海上への依存が高まっている。当座借越利息に代わって借入金利息が圧倒的なことも見逃せない。

要するに、創業期でも早くは三井、第一両行への依存が大きかったが、次第に日銀を筆頭に多くの銀行から借り入れるようになり、銀行取引の範囲が拡大、多様化していったのである。同系の三井銀行への依存が高いのは予想したとおりであるが、第一銀行へも当初は大きく依存していたこと、明治20年代には日銀に驚くほど依存していたことを指摘しておきたい。

最後に、本稿の考察での問題点にも触れておこう。元帳による分析では、預金、借入双方について記載自体が利率、期間を欠いていることが多く、その面での考察が不足している。借入

期間は借入と返済の対応をひとつずつ検証することによって、若干の事例を得ることができよう。しかしその作業は煩瑣であり、対応関係を見いだせないものも多いと思われる。利率については時には判明する取引もあり、管見の限りながら銀行によって、案件によって、時期によって利率は相当に格差をはらんでいるようである。とにかく整理・分析の余地がまだ残っているのかも知れない。

また、元帳の記帳者が時に悪筆(?)のため、あるいは筆跡がかすれるなど、判読困難な箇所が少なくない。それが判読できれば、本稿の考察を補充あるいは修正が可能ともいえ、今後の判読努力が望まれよう。

〔付記〕 本稿は三井文庫所蔵の三井物産元帳に全面的に依存している。元帳の閲覧、複写では同文庫の永井・大塚両氏に大変お世話になった。記してお礼を申し上げる。

